

【別表】 営業に必要な登録証明書又は現況報告書

業務種別	登録証明書等	発行者等
測量	測量業者登録証明書（願い）	国土交通省（地方整備局）
地質調査	地質調査業者現況報告書 変更届出書※	国土交通省（地方整備局）
建築設計・監理（一級、二級）	建築士事務所登録証明書	大阪府建築士事務所協会
設備設計・監理	建築設備士登録証（個人資格）	建築設備技術者協会
	設備設計一級建築士証（個人資格）	日本建築士会連合会
	C A T V技術者証又は 有線テレビジョン放送技術者証 （個人資格）	日本C A T V技術協会
建設コンサルタントの各部門	建設コンサルタント現況報告書 変更届出書※	国土交通省（地方整備局）
補償コンサルタントの各部門	補償コンサルタント現況報告書 変更届出書※	国土交通省（地方整備局）

※ 地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントは登録証明書が発行されないため、国土交通省（地方整備局）に提出した「確認済」の押印がある最新の現況報告書（各登録規程に定める現況報告書）の写しを送付してください。

※ 現況報告書は毎事業年度終了後に提出するものであるため、現況報告書の内容が現況と異なっている場合（商号又は名称、代表者名、営業所の所在地など登録内容に変更がある場合）は、登録事項の変更を行なった「変更届出書」の写しを併せて送付してください。

※ 会社設立後間もない（第一決算期未到来）ため現況報告書を提出していない場合は、国土交通省（地方整備局）への登録申請時に提出した申請書類（写し）と国土交通省（地方整備局）からの登録済通知書（写し）を提出してください。